

# 常勤理事及び外部監事の報酬等に関する規程

## 第1章 総則

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人リース事業協会(以下「この法人」という。)の定款第31条の規定に基づき、常勤理事及び外部監事の報酬、費用その他必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所として常時勤務する者をいう。
- (2) 外部監事とは、定款第26条第1項の規定に基づき、正会員以外の者から選任された監事をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号で定める役員に対する報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、役員としての職務遂行の対価に限られ、この法人の使用人(事務局の職員をいう。以下「職員」という。)として受ける財産上の利益、第4号の費用、職員と並んで等しく受けるこの法人の通常の福利厚生を含まない。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費等の経費をいい、第3号の報酬とは明確に区分されるものとする。

## 第2章 常勤理事の月額報酬及び賞与

### (報酬の支給及び総額の決定)

第3条 この法人は、職務遂行の対価として、常勤理事に対して報酬を支給する。

2 常勤理事の年間報酬(月額報酬及び賞与その他必要な経費の額をいう。)の総額は、総会において決定し、各々の常勤理事の月額報酬及び賞与の額は、次条の規定に従って決定するものとする。

3 前項のその他必要な経費とは、前条第4号以外の経費で、常勤理事が職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

### (月額報酬及び賞与の額の決定)

第4条 常勤理事の月額報酬は、常勤理事月額報酬表のとおりとし、各々の常勤理事への適用は、会長が理事会の承認を得て決定するものとする。

2 賞与の年間支給額は月額報酬に6.0を乗じた額を上限とし、各々の常勤理事の賞与の額は会長が定めるものとする。

**(月額報酬及び賞与の支給方法等)**

**第5条** 月額報酬の計算期間は、毎月1日から当月末日までとし、当月25日に支給する。但し、支給日が休日であるときは、その直前の就業日に繰り上げて支給するものとする。

2 前項の計算期間の中途において就任したとき、もしくは退職し又は死亡したときは、その月の月額報酬の額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

3 賞与の対象期間は、次のとおりとし、支給時期は、原則として、夏季賞与については6月下旬、年末賞与については12月上旬とする。

(1) 夏季賞与 前年度10月1日から3月31日まで

(2) 年末賞与 当年度4月1日から9月30日まで

4 月額報酬及び賞与は、法令に基づき月額報酬又は賞与の額から控除すべき金額がある場合にはその金額を控除し、通貨により直接本人に支給するか、または本人が指定する金融機関の口座への振込みにより支給する。

**第3章 常勤理事の退職手当**

**(退職手当の支給)**

**第6条** 退職手当は、常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

2 この法人の定款第30条の規定に基づき役員を解任された常勤理事に対しては、退職手当を支給しない。

**(退職手当の額)**

**第7条** 退職手当の額は、退任時の月額報酬に100分の28の割合を乗じて得た額に在任期間を乗じた額とする。

**(在任期間の計算)**

**第8条** 前条の在任期間は、常勤理事就任の日から退任の日までの期間について、1か月を単位として暦にしたがって計算するものとし、1か月に満たない端数は1か月に切り上げるものとする。

2 職員を兼務していた者の在任期間は、職員を定年退職した月の翌月から常勤理事退任の日までの期間について、1か月を単位として暦にしたがって計算するものとし、1か月に満たない端数は1か月に切り上げるものとする。

**(再任等の場合の取扱い)**

**第9条** 常勤理事が任期満了後に引き続き理事に選任されたときは、その者の退職手当の支給については引き続き在任したものとみなす。

**(退職手当の支給方法等)**

**第10条** 退職手当は、原則として退任の日から1か月以内に、法令により控除すべき額を控

除し、通貨により直接本人に支給するか、または本人が指定する金融機関の口座への振込みにより支給する。

- 2 退職手当を受取るべき本人が死亡した場合は、労働基準法施行規則に定める遺族補償範囲及び順位により、その遺族に支給する。

#### 第4章 常勤理事の費用

##### (費用の支払)

第11条 常勤理事がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

##### (通勤手当)

第12条 常勤理事の通勤手当は、所定の交通機関を利用した場合の1か月間の定期代に相当する額とし、月額報酬の支給と同時に支給する。

##### (出張旅費)

第13条 常勤理事の出張旅費に関する取扱いは、事務局の出張旅費規程を適用する。

#### 第5章 外部監事の報酬

##### (外部監事の報酬)

第14条 この法人は、職務の遂行の対価として、外部監事に対し、理事会出席の都度50,000円を支給し、実地監査を行った場合の報酬として1時間当たり50,000円を支給する。

- 2 外部監事の報酬の総額は、総会において決定するものとする。

#### 第6章 補則

##### (公表)

第15条 この法人は、この規程を公表するものとする。

##### (改正)

第16条 この規程の改正は、理事会の決議を経てこれを行うものとする。

##### 附則(2012年7月25日)

- 1 この規程は、平成24年7月25日から施行する。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日までの間は、第1条の「公益社団法人リース事業協会」を「社団法人リース事業協会」と、第1条の「定款第31条」を「定款第16条」と、第6条第2項の「定款第30条」を「定款第15条」と読み替え、また、第14条の規定は適用しない。

- 2 この規程の施行日現在において在任する常勤理事の退職手当の額は、第 7 条の規定により計算した額と従前の計算方法により算出した額の差額を調整額として加算するものとする。

**附 則(2021年1月27日)**

- 1 この規程は、2021年1月27日から施行する。

**附 則(2026年3月18日)**

- 1 この規程は、2026年3月18日から施行する。

**(別表)常勤理事月額報酬表**

号	月額報酬	号	月額報酬	号	月額報酬
1	1,100,000 円	6	850,000 円	11	600,000 円
2	1,050,000 円	7	800,000 円	12	550,000 円
3	1,000,000 円	8	750,000 円	13	500,000 円
4	950,000 円	9	700,000 円	14	450,000 円
5	900,000 円	10	650,000 円	15	400,000 円